

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和7年度 公文書開示（6月決定分）

[illegible]

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
9	R7.6.14	R7.6.27	〇〇年〇〇月〇〇日に被害児童の保護者が提出しましたいじめ被害児童の〇〇の保護者〇〇による「〇〇に対する、〇〇およびいじめ主体たる児童と共同して行われたその保護者〇〇によるいじめの重大事態発生の通報」に基づき、〇〇学校による、 ・いじめ防止対策推進法28条1項1号2号 該当事案として ・同法31条1項に基づく「重大事態が発生した旨を」〇〇「を所管する」東京「都知事への報告」を〇〇年〇〇月〇〇日に、東京都生活文化スポーツ局私学課へ書面で行ったその報告文書						1		1							(7条2号) 請求内容は特定の個人を識別できるものであり、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」として個人の権利利益を害するおそれのある情報を公にすることになるため。	生活文化局私学部私学行政課
10	R7.5.26	R7.6.30	令和6年度における、都から(公財)東京都つながり創生財団への補助金(事業費)の交付決定に係る起案文書	44	1														生活文化局都民生活部管理法人課
11	R7.5.26	R7.6.30	令和6年度における、都から(公財)東京都つながり創生財団への補助金(事業費)の額の確定に係る起案文書(令和6年度における、当該補助金に係る(公財)東京都つながり創生財団の実績報告書を含む)	72		1					1	1						(7条2号) ・個人に関する情報で特定の個人を識別できるため ・特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条3号) ・公表を前提としていない具体的な相談内容に関する記載であり、公にすることにより、相談者から当該財団へ苦情が寄せられる等、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	生活文化局都民生活部管理法人課